

平成25年3月29日
陸幕厚第22号

改正 平成30年3月14日陸幕法第104号
令和4年10月13日陸幕厚第90号
令和5年3月29日陸幕厚第43号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長 殿
各機関の長

陸上幕僚長
(公印省略)

(例規33)

常勤的非常勤職員の長期組合員資格の解釈等について(通達)

標記について、陸幕発厚第220号(35.9.12)「常勤的非常勤職員の長期組合員資格の認定手続に関する通達」(以下「手続通達」という。)のとおりであるが、細部の取扱いについては、下記の事項に留意の上、処置されたい。

なお、陸幕発厚第306号(35.12.21)「常勤的非常勤職員の長期組合員資格の解釈等に関する通達」(例規33)は、廃止する。

記

1 常勤的非常勤職員の長期組合員資格の要件として、国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年蔵計第2927号。以下「運用方針」という。)第2条関係第3項第2号に規定する休暇は、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号)第8条及び第9条に定める年次休暇及び年次休暇以外の休暇とする。

2 長期組合員である常勤的非常勤職員が任期満了後、引き続き同一の任命権者に採用(再採用)された場合は、雇用関係が事実上継続しているものとして、長期組合員の資格も継続されることになる。

しかし、長期組合員である常勤的非常勤職員が任期満了後に退職し、他の府省及び任命権者の異なる他の部局に採用された場合は、退職の翌日に採用さ

れても任命権者が異なるため、雇用関係が引き続いているとはいえ、前の府省及び前の部局を退職した日の翌日に長期組合員の資格を喪失することになる。

なお、これらの他の府省及び他の部局において、その後、長期組合員となる要件を満たした場合は、新たに長期組合員の資格を有することになる。

3 手続通達に規定する長期組合員資格認定調書の作成に当たっては、別紙の記入例を参照の上、次の事項に注意する。

- (1) 月の中途に採用された者については、資格認定の基礎期間の最初の月の勤務日数欄を2分して、当該月において勤務した日数をその上欄に、引き続き勤務して12月に至った月の初日から応当日の前日まで勤務した日数をその下欄にそれぞれ記入するものとし、その他の各月は歴月計算によりそれぞれ勤務した日数を記入するものとする。
- (2) 勤務日数の欄には実勤務日数及び開庁日を記入し、1月のうちに第1項の年次休暇及び年次休暇以外の休暇のほか、休職及び育児休業等の日があるために、その月の勤務した日数が18日（開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日減じた日数）未満である場合には、その理由を備考欄に記入するものとする。

(記入例)

長期組合員資格認定調書

1 氏名 (ふりがな) あき の きく え 秋 野 菊 江	2 生年月日 昭 60年8月23日生 令					
	3 現住所 東京都荒川区三河島63					
4 所属部課名 自衛隊〇〇地方協力本部	5 所在地 東京都新宿区市谷本村町 5-1					
6 職 名 募集業務担当	7 採用年月日 令和3年10月15日					
	8 俸 給 10,500円					
9 勤務条件 勤務時間 0830...から 1715...まで 1日 7時間45分 平均して 1月 20日 週延べ 38時間45分						
10 勤 務 日 数 表						
(1) 資格認定の基礎期間 令和3年10月15日から令和4年10月14日まで						
月	令和3年 10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月
勤務日数 (開庁日)	11日 (11日) 9日 (9日)	20日 (20日)	19日 (20日)	19日 (19日)	18日 (18日)	22日 (22日)
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
勤務日数 (開庁日)	19日 (20日)	16日 (19日)	20日 (22日)	20日 (20日)	20日 (22日)	20日 (20日)
有効月数 合 計	12箇月	(2) 備考 (認定に関し参考となる事項を記載すること。) 5月に3日間の有給の休暇を承認した。				
上記のとおり相違ありません。 任免権者等 自衛隊〇〇地方協力本部長 ○ ○ ○ ○						

注 「有効月数」とは、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第7号、第12条第2項及び国家公務員共済組合法等の運用方針(昭和34年10月1日蔵計第2927号)第2条関係第3項に定める「常勤職員に定められている勤務時間により勤務した日が18日(ただし、開庁日数が20日未満の月は、勤務した日は開庁日数から2日減じた日数(開庁日数が19日の場合は17日))以上の月」の数をいう。

備考： この記入例は、令和3年10月15日に採用された常勤的非常勤職員が令和4年10月15日に長期組合員資格を取得した事例を設定したものである。

(図 解)

	3年			4年									
年 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
開庁日	11日	20日	20日	19日	18日	22日	20日	19日	22日	20日	22日	20日	9日
勤務日数	11日	20日	19日	19日	18日	22日	19日	16日	20日	20日	20日	20日	9日

3年10月の欄に記入する。

